

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） 2. 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係</p> <p>一定規模の非住宅建築物の新築等を行う場合に、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務化が平成29年4月1日に予定されていることから、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査事務手数料を追加等の改正を行う。</p> <p>2. 都市の低炭素化の促進に関する法律関係</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定基準（建築物の一次エネルギー消費量及び外皮性能に係る基準）の適否を判断する手法として、従来からの『標準入力法』に加え、一定の知見や実績の蓄積がなされたことを踏まえ、簡易な計算方法である『モデル建物法』が追加となったことから、『モデル建物法』による認定審査手数料を追加する等の改正を行う。</p>	
施行日	平成29年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	